

令和4年第6回青森市教育委員会定例会 会議録

1 開会日時

令和4年6月30日(木)午後2時00分

2 閉会日時

令和4年6月30日(木)午後2時21分

3 会議開催の場所

教育研修センター 5階 大研修室

4 出席者

- |              |         |
|--------------|---------|
| (1) 教 育 長    | 工 藤 裕 司 |
| (2) 教育長職務代理者 | 池 田 享 誉 |
| (3) 委 員      | 大 嶋 憲 通 |
| (4) 委 員      | 天 内 博 康 |
| (5) 委 員      | 齋 藤 美 鈴 |

5 事務局出席職員

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 教 育 部 長     | 小 野 正 貴 |
| (2) 教 育 次 長     | 大久保 綾 子 |
| (3) 総 務 課 長     | 金 澤 敦   |
| (4) 文化学習活動推進課長  | 杉 山 潔   |
| (5) 浪 岡 教 育 課 長 | 石 村 淳   |

6 会議に付議された案件

(1) 議案

議案第19号 臨時に代理し処理した事項の承認について (文化学習活動推進課)

議案第20号 教育長の一般財団法人棟方志功記念館理事の兼職の許可について

(文化学習活動推進課)

(2) 報告

青森市立西中学校屋内運動場改築工事に係る契約について (教育委員会事務局総務課)

寄附採納について

(教育委員会事務局総務課)

7 会議録署名委員

- (1) 天 内 博 康
- (2) 齋 藤 美 鈴

8 会議の概要

午後2時0分に教育長が開会を宣言する。会期を1日とし、会議録署名委員を前項7のとおり指名する。

初めに、議案第19号について審議し、同議案については、原案のとおり承認した。

議案第 20 号については、議長を務める教育長自身に関する議案となっており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 6 項の規定により、教育長が議事に参与することができないことから、池田教育長職務代理者が議長を務め、議事を進行し、同議案については原案のとおり許可することとした。

次に、2 件の事案を報告した後、午後 2 時 21 分に閉会した。

## 9 会議の状況

### (1) 議事

#### ○工藤教育長

それでは、議事に入ります。

今回の審議案件は 2 件となっております。

初めに、議案第 19 号「臨時に代理し処理した事項の承認について」事務局から説明をお願いします。

#### ○教育部長

議案第 19 号「臨時に代理し処理した事項の承認について」御説明申し上げます。

公の施設に係る利用料金制導入のための関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

附属資料 1 と併せて、本条例の改正概要をまとめた附属資料 2 もごらんください。

内容については、この附属資料 2 で御説明させていただきます。

初めに、提案理由でございますが、令和 5 年度以降の指定管理者を選定するに当たり、青森市指定管理者選定評価委員会の意見等を踏まえ、利用料金制を導入することとし、関係条例を一括して、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正する条例及び対象施設でございますが、青森市中世の館・青森市文化会館等、資料に記載のとおり 11 条例、22 施設について対象となっております。

次に、各施設の施設概要等につきましては、施設概要、使用料並びに利用状況及び収支の状況として、別紙に記載のとおりとなっております。

利用料金制を導入する理由でございますが、利用料金制につきましては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項において、地方自治体が適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができると規定されており、その導入に当たりましては、青森市指定管理者制度導入基本方針において、施設の性格や利用実態等を考慮しながら制度導入について十分に検討した上で、積極的に活用を図るものとするかとされているところでございます。

今回利用料金制を導入しようとする施設におきましては、利用料金制を導入することにより、使用料納付や還付等に係る市と指定管理者間の事務処理手続の軽減が期待できること、様々なサービス内容の工夫や時間帯毎の施設稼働率に応じた料金設定による収入増及び利用の掘り起こし等が期待できることから、利用料金制を導入しようとするものでございます。

なお、利用料金制の導入につきましては、当該施設は使用料収入で全ての経費を賄うことができない施設であることから、その差額を指定管理料で賄う「一部利用料金制」を導入することとし、指定管理者が社会経済情勢の変化や施設の利用状況等に応じて柔軟に金

額の変更ができる環境を構築する必要があると考えますことから、他の利用料金制導入施設と同様に弾力条項を設けることとし、その幅につきましては、利用料金制を導入しております他の施設を参考に、乗率を0.7から1.3までの間としようとするものでございます。

次に、改正箇所でございますが、あわせて、附属資料3もごらんいただききたいと存じます。

利用料金制の導入に当たりまして、利用料金を指定管理者の収入として収受させますことから、他の利用料金制導入施設と同様に、各条例について、資料記載のとおり、所要の改正を行うものでございます。

附属資料3にありますとおり、1条ごとに施設の条例を改正しております。

各施設で共通して定める主な項目といたしまして、第1条の青森市中世の館条例を例に御説明いたしますが、1つに、利用料金の納入先を指定管理者とすること、2つに、利用料金を指定管理者の収入として収受させること、3つに、特別の理由がある場合を除き、指定管理者に収受させた利用料金は還付しないこと、4つに、利用料金の額について、条例の定める額の範囲内で、市長の承認を得て、指定管理者が設定すること、5つに、特別の理由がある場合は、指定管理者が利用料金を減免することができることを定めるものでございます。

また、既に利用料金制を導入している類似施設との整合を図るため、施設の管理に係る規定や、原状回復に係る規定についても、所要の改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、令和5年4月1日としております。

最後に、指定管理者の選定スケジュールでございますが、条例改正案につきましては、先般、会期が終了いたしました第2回市議会定例会にお諮りして御議決をいただいております。ごらんのスケジュールにより手続を進めてまいりたいと考えているところでございます。

本事案につきましては、市議会定例会への議案提出に当たり、行政内部における手続日程の都合上、会議を開催するいとまがありませんでしたので、青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則第5条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し処理いたしましたので、同条第2項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

**○工藤教育長**

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

**○工藤教育長**

それでは、議案第19号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

**○工藤教育長**

御異議がないようですので、議案第19号については原案のとおり承認することといたします。

次の議案第20号は、私自身に関わる案件となっておりますことから、地方教育行政の

組織及び運営に関する法律第 14 条第 6 項の規定により、私が議事に参与することができませんので、当該議案の審議につきましては、池田教育長職務代理者により議事を進行していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

**○池田教育長職務代理者**

それでは、議案第 20 号「教育長の一般財団法人棟方志功記念館理事の兼職の許可について」ですが、教育長の人事に関する案件でありますことから、私が議事を進めてまいります。教育長には御退室願います。

～ 工藤教育長退室 ～

**○池田教育長職務代理者**

では、事務局から説明をお願いします。

**○教育部長**

議案第 20 号「教育長の一般財団法人棟方志功記念館理事の兼職の許可について」、御説明申し上げます。

一般財団法人棟方志功記念館から、教育長に対し、同法人理事への就任依頼がありました。

理事への就任の取扱いにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 11 条第 7 項の規定に基づき、教育委員会の許可を受ける必要がありますことから、本定例会に議案として提出したものであります。

なお、任期につきましては、令和 4 年 6 月 30 日から 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなります。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

**○池田教育長職務代理者**

ただいまの事務局の説明に、御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

**○池田教育長職務代理者**

それでは、議案第 20 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

**○池田教育長職務代理者**

御異議がないようですので、議案第 20 号については原案のとおり承認することといたします。

それでは、教育長の入室をお願いします。

～ 工藤教育長入室、自席に着席 ～

**(2) 報告**

**○工藤教育長**

次に、報告事項に入ります。

今回の報告事項は 2 件となっております。

初めに、報告 1 「青森市立西中学校屋内運動場改築工事に係る契約について」事務局から説明をお願いします。

**○総務課長**

教育委員会が所管する学校施設の工事につきまして、予定価格が 1 億 5000 万円以上の議会の議決に付さなければならない契約が 1 件あり、令和 4 年第 2 回市議会定例会に議案を提出し議決されました、青森市立西中学校屋内運動場改築工事の概要について御説明申

申し上げます。

初めに、配付資料をごらんください。

青森市立西中学校校舎等改築事業につきましては、令和元年度から令和2年度の2か年で校舎改築工事を実施し、令和3年度には既存校舎の解体工事、屋内運動場の実施設計を行ってきたところであり、本年度からは、屋内運動場の改築工事に着手することとしております。

場所につきましては、資料左下の配置図のとおり、校舎西側の赤い部分となります。

工事内容につきましては建築工事一式、工期につきましては令和5年10月25日までとし、規模・構造につきましては、資料記載のとおりであります。

当該工事につきましては、去る4月21日に条件付き一般競争入札を執行し、その結果佐々木・相互特定建設工事共同企業体が7億8100万円で落札したところであります。

なお、附帯する機械設備工事及び電気設備工事につきましては、予定価格が1億5000万円を下回っており、議会の議決に付するものではないことから、6月13日に条件付き一般競争入札を執行したところであります。

報告は以上でございます。

#### ○工藤教育長

ただいまの事務局の説明に、御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

#### ○工藤教育長

それでは、次に、報告2「寄附採納について」事務局から説明をお願いします。

#### ○総務課長

令和4年5月にあった寄附採納について御報告申し上げます。

お手元の「寄附採納一覧（令和4年5月1日～5月31日）」をごらんください。

小学校における寄附採納といたしまして、公益財団法人日本教育公務員弘済会青森支部様から合浦小学校に対し、児童図書一式の寄贈申出があり、受領いたしました。

中学校における寄附採納といたしまして、青森市立浪打中学校令和3年度卒業生一同様から浪打中学校に対し、スタッキングテーブルの寄贈申出があり、受領いたしました。

また、全小・中学校に対して、株式会社ヤマシ様から1千万円相当の図書一式の寄贈の申出があり、受領いたしました。

詳細につきましては、資料記載のとおりであります。

このたびの御厚意に対し、心から感謝いたしますとともに、有効に活用させていただくこととしております。

以上でございます。

#### ○工藤教育長

ただいまの事務局の説明に、御意見、御質問等はありませんか。

#### ○齋藤委員

今の報告にありましたけれども、大変ありがたいことだと思います。特に全小・中学校への株式会社ヤマシ様からの図書一式寄贈については大変いいことだなと思い、代表ではありませんが、教育委員として一言御礼を申し上げたくマイクを取らせていただきました。

#### ○工藤教育長

そのほか、御質問等ありますでしょうか。

～ なし ～

(3) その他

○工藤教育長

その他、本日の案件以外に教育委員の皆様から何かありましたら、御発言ください。

～ なし ～

○工藤教育長

なければ、事務局から何かありますか。

～ なし ～

○工藤教育長

これにて、本日予定していた議案の審議等は全て終了しました。

以上をもちまして、令和4年第6回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

令和4年6月30日開催の令和4年第6回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

令和4年7月20日

書記 山田 顕 世

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

令和4年7月20日

署名委員 天 内 博 康

署名委員 齋 藤 美 鈴